

◎新潟県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成30年4月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
長岡市寺泊コミュニティセンター	長岡市寺泊敦ケ曾根 551番地	多目的ホール	483.00	平成30年4月6日
		和室A及びB	69.40	
		大研修室	148.00	
		会議室	62.00	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
長岡市寺泊センター おおこうづ	長岡市寺泊敦ケ曾根 551番地	多目的ホール	483.04	平成30年4月6日
		和室研修室	88.35	
長岡市寺泊夏戸センター	長岡市寺泊夏戸2829 番地	体育館	483.00	
		和室研修室	50.17	